

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、那覇空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

那覇空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、那覇空港事務所

<関係事業者>

沖縄气象台 那覇航空測候所、沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所、沖縄総合事務局 運輸部企画室、沖縄地区税関那覇空港税関支所、福岡出入国在留管理局那覇支局、那覇検疫所 那覇空港検疫所支所、那覇植物防疫事務所那覇空港出張所、動物検疫所那覇空港出張所、沖縄県警察航空隊、海上保安庁 第十一管区海上保安本部 那覇航空基地、日本航空(株)沖縄空港支店、日本トランスオーシャン航空(株)、全日本空輸(株) 沖縄空港支店、琉球エアークommunicuter(株)、スカイマーク(株) 沖縄空港支店、(株)ソラシドエア 沖縄空港支店、Peach・

Aviation(株)那覇空港所、アジアナ航空(株)、中国東方航空(株)、中華航空股斌有限公司、香港航空有限公司、(株)ジンエアー、エクセル航空(株)、オールニッポンヘリコプター(株)、(株)FPGエアサービス、那覇空港ビルディング(株)、(株)エージーピー 沖縄空港支店、JALスカイエアポート沖縄(株)、ANA沖縄空港(株)、(株)沖航燃、沖縄給油施設(株)、那覇空港貨物ターミナル(株)、(株)KAFCO、三菱重工交通・建設エンジニアリング(株)、(一財)航空保安協会那覇第一事務所、(一財)航空保安協会那覇第二事務所、(一財)航空保安施設信頼性センター那覇空港保全事務所、MRO Japan(株)、スイスポーτζャパン(株)那覇空港支店、沖縄都市モノレール(株)、(一社)沖縄県バス協会、(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会、(一社)沖縄県レンタカー協会、沖縄電力(株)

<関係地方公共団体>

沖縄県、那覇市、豊見城市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項



- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項